

一般競争入札関係配付資料

1. 入札説明書
2. 仕様書
3. 入札スケジュール
4. 入札保証金説明書
5. 質問書、入札書、委任状
6. 契約書（案）
7. 一般競争入札に係る提出書類（参加申請）

【参考資料】

1. 位置図
2. 建屋写真
3. 会場配置計画図
4. プレート配置計画
5. R5 伊平屋村水道用水供給開始記念業務（実施報告書）

<問い合わせ先>

〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県企業局経営計画課 経営班

電話番号 098-894-2133

入札説明書

令和6年9月19日に公告した下記業務に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、本書によるものとする。

◆一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名 渡嘉敷村水道用水供給開始記念式典運營業務委託
- (2) 履行内容 「仕様書」による
- (3) 履行期間 契約を締結した日から令和6年12月27日まで

◆仕様書等に関する質問書の提出（質問がある場合）

- (1) 提出期限 令和6年9月24日（火） 午後5時まで
- (2) 提出場所 那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県企業局経営計画課（県庁12階）
- (3) 提出書類 「質問書」による
- (4) 回答日 令和6年9月26日（木）

◆競争入札参加資格確認申請書の提出

- (1) 提出期限 令和6年9月27日（金） 午後5時まで
- (2) 提出場所 那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県企業局経営計画課（県庁12階）
- (3) 提出書類 「一般競争入札に係る提出書類（参加申請）」による

◆入札保証金に関する事項

- (1) 提出期限 令和6年10月3日（木） 午後5時まで
- (2) 提出場所 那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県企業局経営計画課（県庁12階）
- (3) 参考書類 「入札保証金説明書」による

◆入札の日時・場所

- (1) 日時 令和6年10月4日（金） 午前11時
- (2) 場所 那覇市泉崎1丁目2番2号
県庁12階 第2会議室

◆契約担当課

沖縄県企業局 経営計画課 経営班 TEL 098-894-2133

1 入札金額及び落札金額について

(1) 入札金額について

入札者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札金額について

入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とする

(3) 消費税について

契約期間中に消費税及び地方消費税額の税率に変動がある場合、協議のうえ契約金額を改定する。

2 代理人の入札について

代理人入札の場合は、本人の委任状を持参すること。

3 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札（入札保証金説明書参照）

4 入札執行人及び立会人

沖縄県企業局 経営計画課職員

5 契約保証金

契約の締結にあたっては、契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県企業局を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち、過去二箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書類を提出する場合

※ 「過去2年の間」とは、本件入札実施日を基準として過去2年間である。したがって、令和4年10月4日以降に、契約期間が満了し、誠実に履行したものが対象となる。契約締結日に関する期間の制限はない。

6 再委託の制限について

県から委託を受けた業務を再委託※する際は、再委託をする事前に申請書を提出し、承諾を受ける必要があるため留意すること。

再委託が可能な業務の範囲については制限があるため、契約書案及び仕様書を確認すること。

※ 「再委託」とは、契約の履行にあたり、履行の全部又は一部について、第三者と委任（準委任含む）または請負に係る契約を結び、役務の提供を受けることを言う。

委託用務の全部又は一部を契約者自らが実施せず、外注や下請けに発注する場合は、再委託に該当するため、発注前の申請手続きが必要である。

なお、物品納入契約の履行に必要な物品の仕入れ、製造・請負契約の履行に必要な原材料・資機材等の買入れ又は借入れは、再委託に該当しない。